

建設コンサルタント業務及び補償関連コンサルタント業務の 登録部門を追加した場合の入札参加資格の変更について

定期認定又は追加認定において「希望（○）」で認定されている部門について、新たに登録部門を追加した場合、「変更届」の提出によって、入札参加資格についても「登録（◎）」へ変更します。

※追加部門について「希望（○）」の認定を受けていない場合は、この手続きでは変更できません。追加認定の申請が必要です。

● 変更の適用日については次のとおりです。

前月21日から当月20日までに受付をした変更届について、翌月1日から適用します。

(例) 4月10日受付 → 5月1日から適用
4月25日受付 → 6月1日から適用

● 変更届記載例

入 札 参 加 資 格 変 更 届			
平成24年4月2日 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿		<input type="checkbox"/> 建設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 建設関連業(測量・建設コンサルタント等)	
		住所	宮崎市橋通東2-10-1
		商号又は名称	(株)みやざき建設コンサルタント
		代表者氏名	宮崎 太郎
		業者コード	1234
下記のとおり変更があったので、届出をします。			
記			
1 変更内容			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
建設コンサルタント登録部門の追加	道路部門・希望 農業土木部門・希望	道路部門・登録 農業土木部門・登録	平成24年3月20日
			登録追加年月日を記入
2 変更事項にかかる添付書類名			
建設コンサルタントの登録追加通知書			
記載要領			
(1) 変更届のタイトル下に、「建設工事」「建設関連業」の区分にチェックを入れること。			
(2) 県外に本店があり、契約等の権限を支店に委任している場合における支店長の変更にかかる届出は不要です。本店の情報に変更があった場合にのみ届け出てください。			